

京都丹波子育てわくわくご近所応援団事業補助金について

1 趣旨・目的

子育て家庭の身近な地域(自治会単位等)の集会所等を子育て支援の拠点とし、地域全体で子育て家庭を見守り、応援する仕組みを構築するため、集会所等で子育て家庭を中心に多世代の住民が参画し、交流する事業をモデル的に実施する子育て支援団体等に予算の範囲内で補助を行う。

2 補助対象団体

亀岡市、南丹市及び京丹波町で自治会の集会所等を活動の拠点とし、活動に際し、地元自治会、民生児童委員及び主任児童員等と連携する子育て支援活動に実績があり、京都府又は亀岡市、南丹市及び京丹波町の児童福祉・母子保健担当課との連携実績がある子育て支援団体等

3 補助対象事業

上記目的を達成するため、亀岡市、南丹市及び京丹波町の集会所等で子育て家庭を中心に多世代の住民が参画し、交流する事業(月1回程度)

(例) 高齢者等が講師となり、昔から伝えられた伝統料理や季節料理の講習会を開催
地元住民とともに野菜等を収穫し、お菓子づくりや食育講習会を開催
高齢者や小学生の保護者等とともに昔の遊び体験会を開催 等
*各イベントの後には、参加者同士が意見交換できる場を設定

なお、以下の事業は補助対象としない。

- ① 特定の政治、宗教、思想等に関連した事業
- ② 営利を目的とする事業や国や地方公共団体から委託を受けた事業
- ③ 地域住民の自由な参加を認めず、特定の者のみにより実施する事業
- ④ 他の補助金や交付金の補助対象となる事業

4 補助金の額

補助対象経費額(裏面参照)に10分の10を乗じた額(上限20万円)とする。
(同一補助対象団体への補助は、年度内に1回を限度とする。)

5 事業実施期間

平成28年7月20日(水)～平成29年3月31日(金)

6 申請方法

京都府南丹保健所へ交付申請書等を提出する。提出書類等を審査後、採択された団体に交付決定を行う。

【申請受付】 平成28年6月27日(月)～7月11日(月)

【申請書類】 (第1号様式)交付申請書、(別紙1-1)事業計画書、
(別紙1-2)収支予算書、(別紙1-3)口座振替依頼書

交付申請書等は、南丹保健所で配布するほか、府ホームページからのダウンロードが可能。

- 7 補助金の交付時期 (9「補助金交付の基本的な流れ」を参照)
 補助金は、補助事業が完了し、実績報告書を提出後に交付する。
 (ただし、必要と認められるときは、概算払いにより交付)

8 補助対象経費等について

【補助対象経費】(内容は、一例)

項目	内容
講師等謝金	○外部講師等への謝金 単価の上限：1時間当たり1万円(金額根拠必要)
旅費	○外部講師等旅費 ○事業実施に伴うスタッフ旅費(スタッフ以外の事業参加者の旅費は対象外) 単価の上限：公共交通機関利用の実費相当額
消耗品費・材料費	○事業実施のために必要な文具類(単価3万円未満のもの) ○野菜収穫体験等事業のための苗等 ○外部講師用や会議用お茶・水
賃借料	○事業実施会場・設備使用料 ○レンタカー代
諸費	○参加者募集のチラシ等作成経費 ○事業実施のための仮設会場の光熱水費、燃料費等 ○講師との連絡調整や参加者募集のための郵便料や銀行振込手数料 ○ボランティア保険料

【補助対象経費の対象外】

- ・申請団体の運営に係る経常的な経費
 (人件費のほか電話代、光熱水費、ガソリン代など、経常的な経費と区別ができない経費も含む)
- ・個人的な経費(抽選会の景品や参加賞等個人への直接給付)
- ・食糧費(講師用・会議用等お茶・水類は除く) 等

9 補助金交付の基本的な流れ

*概算払(事業実施前に補助金を受け取る)の場合は異なる。

補助金申請者(事業を行う団体)		南丹保健所
1 交付申請書を提出	→	2 提出された申請書等を受理、審査
3 交付決定通知を受領、事業実施。 事業完了後、実績報告書を提出	←	採択した団体に交付決定を通知
	→	4 実績報告書を受理、審査
	←	交付額の確定を行い、通知 補助金を交付(29年4月~5月)

お問い合わせ先：京都府南丹保健所 福祉室

〒 622-0041 京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21
 TEL 0771-62-0361 FAX 0771-63-0609